

大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務委託特記仕様書

第1条 総則

この業務委託(以下「委託」という。)は、契約書(大分市土木設計業務等委託契約約款含む)、設計図書、この特記仕様書によるほか、以下の仕様書に基づき実施しなければならない。

- 設計業務共通仕様書(第1編 共通編)【平成29年5月 大分市契約監理課工事検査室】
- 設計業務等共通仕様書(第1編 共通編を除く)【平成28年10月 大分県農林水産部、土木建築部】
- 測量業務共通仕様書(第1編 共通編)【平成29年5月 大分市契約監理課工事検査室】
- 測量業務等共通仕様書(第1編 共通編を除く)【平成28年10月 大分県農林水産部、土木建築部】
- 下水道管渠実施設計業務委託一般仕様書
- 公共建築設計業務委託共通仕様書【平成29年4月 大分市土木建築部建築課】
- 史跡等整備のてびき【平成17年6月 文化庁文化財部記念物課 監修】

第2条 業務の目的

この委託は、「大分市都市計画マスタープラン」や、「おおいた中心市街地まちづくりランドデザイン」等を踏まえ、「中心市街地の回遊性や滞留性を高める空間づくりに寄与し、中心市街地の活性化に資すること」、「来街者や都市内居住者等にとって、快適でやすらぎを覚える健全なまちづくりに寄与すること」、「イベントの開催時には多くの人が集える祝祭が演出できること」、「魅力ある美しい都市景観の形成に寄与すること」を目的とした「祝祭広場」の整備にかかる設計業務委託である。

第3条 業務の基本的な条件

- 1) 業務委託名
大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務委託
- 2) 業務対象地
大分市府内町一丁目1番地 A=4,304.43 m²
- 3) 委託項目(内容)
測量、基本計画策定、基本設計、及び詳細設計

第4条 技術者の資格条件

広場デザイナー、管理・照査技術者の選任に必要な技術者の資格及び担当できる業務内容については、下記のとおりとする。

- ・広場デザイナー・・・・・・・・資格は問わない
- ・管理技術者 測量部門・・・測量士または測量士補
土木部門・・・技術士（建設部門/都市及び地方計画または造園）
建築部門・・・一級建築士（※）
- ・照査技術者 測量部門・・・測量士
土木部門・・・技術士（建設部門/都市及び地方計画または造園）

※受注者の提案内容により建築物を計画する場合は、管理技術者には、土木部門における資格を有するものに加え、一級建築士の資格を有するものの選任が必要となる。また、提案者の提案内容により、電気・機械設備等を計画する場合は、必要に応じて別途技術者を配置するものとする。

第5条 業務計画書

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

第6条 照査

- 1) 業務計画書作成時において、調査職員と協議のうえ照査計画を策定し提出すること。
- 2) 業務打合せ時には、管理技術者の確認を受け随時調査職員に報告すると共に業務完了時には、照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に交付すること。

第7条 資料の確認

業務を行なうにあたり、協議のうえ必要な資料を請求すると共に、貸与した資料について十分確認し、手戻りの無いようにすること。

第8条 使用する図書

業務実施にあたっては、最新の技術基準および参考図書に基づいて行なうものとする。なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を受けること。また、測量業務においては、国土交通省の定める「公共測量作業規定」及び「同規定に係る運用基準」等により実施するものとする。

第9条 コスト縮減調書

業務実施にあたり、コスト縮減の観点から形状、構造、使用材料、施工方法等についてコスト縮減調書に取りまとめ提案を行なうこと。

第10条 建設副産物対策

設計業務等共通仕様書第1209条第9項に基づき、建設副産物の検討成果として、別紙のリサイクル計画書を作成するものとする。

第11条 再委託

受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、設計業務等共通仕様書第1129条に基づき、調査職員の承諾を受けなければならない。

第12条 履行報告

受注者は、業務の履行にあたり、履行状況報告を作成し、調査職員に提出するものとする。なお、提出時期については、調査職員と協議のうえ業務計画書において策定すること。

第13条 業務カルテの作成、登録

受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第14条 成果品

1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、測量等の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、事前協議で決定したファイルフォーマットで形成されたものを指す。

2) 成果品は、従来の成果品（紙ベース）に加えて、事前協議に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で提出する。特段の理由があり作成できない場合は、調

査職員と協議のうえ決定するものとする。

3) 電子納品に対応するための措置については、大分県電子納品ガイドライン、国の機関が制定した「電子納品運用ガイドライン」、各種「要領」「基準」を参考にするものとする。

参考：「電子納品に関する要領・基準」については、<http://www.cals-ed.go.jp/> にて掲載している。

4) 成果品の提出の際には、事前協議の内容のファイルになっているかチェックを行い、エラーがない事を確認した後ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第15条 支障物件

受注者は、設計業務等共通仕様書第1209条2項に基づき、道路占用物件等の調査を行い、調査職員に報告するものとする。また、報告の結果、支障物件と判断された場合は、占用者と埋設位置等について詳細な協議を行うとともに、工事の長期化や費用の増加等社会的な損失を考慮のうえ、移転の回避・縮小について検討し調査職員に報告するものとする。

第16条 その他

1) 管理技術者は、設計書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

2) 指示、承諾及び協議は原則として、書面によりこれを行うものとする。

3) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

4) 受注者の提案内容により建築物を計画する場合は、本特記仕様書のほか、「大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務委託特記仕様書（建築編）」を参考として、実施しなければならない。

【特記事項】

1. 打合せ等

基本計画策定、基本設計、及び詳細設計の各業務における打合せは、第1回打合せ、中間打合せ3回、成果品納入時とするが、調査職員又は受注者が必要と認めたときは中間打合せの回数を増やすものとする。また、市民説明会を平成30年6月に予定しているため、資料の作成、設計内容に係る市民への説明、及び議事録作成を行うこと。

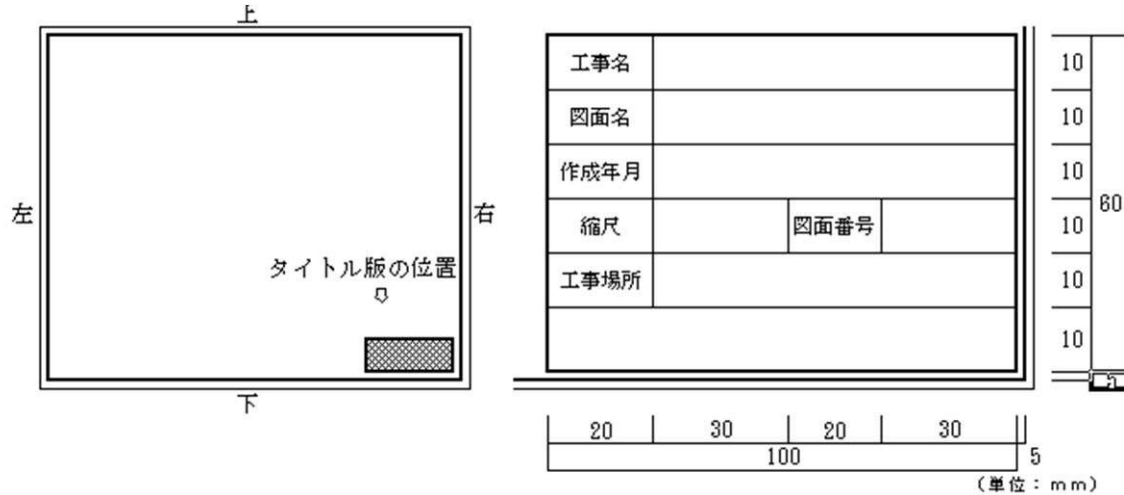
2. 設計計算書等

数量集計表のとりまとめは「土木工事数量算出要領(案)」(土木工事設計要領に記載)に基づき行い、算出結果については工事工種体系ツリーに沿ったもので行うこと。

3. 設計図面

1) 図面のタイトル版の内容等の記入方法

タイトルの様式・寸法



【設計条件】

1. 業務内容

1.1 測量業務

対象地における現地測量、縦断測量、及び横断測量（10m間隔）を行うこととする。

1.2 祝祭広場基本計画策定業務

これまでの既往計画・関係者協議等の経緯を踏まえ、「祝祭広場」にふさわしい広場空間を整備していく上での、デザインコンセプト及びデザインイメージを提案し、それらを鳥瞰図やCG等の活用等により具体的に表現し、大分市中心市街地祝祭広場整備事業総合アドバイザー及び市担当課等と協議、調整を行い、市民との合意形成を図ったうえで、基本計画書等を策定する。

なお、協議資料の作成や調整会議等の運営及び記録作成についても行うものとする。

【主な業務項目】

「基本計画書」策定

- ・現状把握
- ・敷地分析
- ・計画内容の検討及び設定
- ・「集い」「憩い」「祝い」祝祭広場整備のデザイン方針策定
- ・機能によるゾーニング図作成

- 施設の規模、配置、形態等の設定
- 利活用方針の策定
- 工事期間の算出
- 基本計画図（デザインイメージ図）作成（鳥瞰図、CG等の作成）
- 協議資料の作成及び調整会議等の運営、記録作成
- 打合せ協議
- とりまとめ、等

「市民との意見交換」

- 300人規模の意見交換会を2回想定。運営等も含む。（提案内容による）

1.3 祝祭広場基本設計業務

1.3.1 祝祭広場基本設計業務

前項で策定された基本計画等に基づき、設計と条件を整理した上で、設計方針を策定し、基本設計を行う。

設計方針に基づき、祝祭広場内に配置される主要施設のデザインと配置計画、動線計画による基本設計案を作成し、鳥瞰図やCG等の活用等により具体的に表現し、大分市中心市街地祝祭広場整備事業総合アドバイザー及び市担当課等と協議、調整の後、大分市中心市街地祝祭広場基本設計図を作成する。

調整会議等の運営等については、前記1.2祝祭広場基本計画策定業務と同様とする。

【主な業務項目】

「整備計画概要書」策定

- 設計と条件の整理
- 基本設計方針の設定
- 主要施設のデザイン検討及び設定
- 施設配置計画策定
- 動線計画策定
- 意匠計画
- 照明計画策定
- 植栽計画策定
- 雨水等排水計画策定
- 電気設備計画策定
- 工程計画策定

「基本設計図」作成

- 基本設計図（面積表及び求積表、平面図、断面図等）作成

「概算工事費等」算出

- 概算工事費及び維持管理費の算出

「整備イメージ」作成

- ・鳥瞰図、目線高の透視図、CG 等

「協議資料及び記録」作成

- ・協議資料の作成及び調整会議等の運営、記録作成

「利活用計画書」策定

- ・中心市街地における当該地の位置付け整理
- ・中心市街地の中での一体的な連携や利活用による中心市街地の活性化方針の策定
- ・中心市街地全体を見据えた動線計画
- ・広場の日常利用及びイベント開催時等の利活用計画
- ・広場の維持管理計画
- ・広場の運営方針

「その他」

- ・照査計画書作成
- ・打合せ協議
- ・報告書作成、等

なお、広場内に配置される各施設については、舗装・給水設備・排水設備・照明・植栽・公衆トイレ(男女・多目的)・Wi-Fi アンテナ・電源(100V、200V)、維持管理用倉庫等を想定しているが、それらの材質及び形状、その他受注者が必要と考える施設について検討を行った上で、資料を作成する。

また、上記施設のうち、特殊な構造で構造計算が必要な施設については、安全性を確保する構造計算を行うとともに、特殊な施工が必要な施設について、安全で円滑な施工が可能となるように施工方法を検討する。

1.3.2 関連する施設管理者との調整等

基本設計策定にあたっては、必要に応じて整備に関連する施設管理者との協議、調整を行う。

1.4 祝祭広場詳細設計業務

1.3 で策定された祝祭広場基本設計に基づき、祝祭広場の詳細設計を行う。

なお、詳細設計にあたっては、別途実施する埋蔵文化財試掘調査結果データ等を市が提供する。

【主な業務項目】

「詳細設計」策定

- ・詳細設計の検討
- ・詳細設計図の作成
- ・施工方法の検討

- 工区分割の検討
- 数量計算
- 工事費算出
- 工事工程表作成
- 工事仕様書作成
- 照査
- 調整会議等の資料作成及び運営、記録作成
- 打合せ協議
- 報告書作成

1.5 各業務における打合せ協議

前記 1.2～1.4 の各業務において、打合せ協議を実施するものとし、第1回打合せ、中間打合せ3回程度、成果品納入時とするが、調査職員又は受託者が必要と認めたときは中間打合せの回数を増やすものとする。

1.6 業務成果品

業務終了時まで提出する成果品は次のとおりとし、本業務に係る成果品を提出するものとする。

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 1) 前記業務 1.1,1.2 報告書（基本計画図、測量成果を含む） | A4 判 3 部 |
| 2) 前記業務 1.3 報告書（基本設計図を含む） | A4 判 3 部 |
| 3) 前記業務 1.4 報告書（詳細設計図を含む） | A4 判 3 部 |
| 4) 前記業務 1.5 協議結果報告書 | A4 判 3 部 |
| 5) 上記原稿（電子媒体含む） | 各 1 式 |
| 6) その他調査職員が必要と認めるもの。 | |

2. 本委託関連業務

本委託関連業務として、工事施工に際しての工事監理業務については、必要に応じて受注者と別途契約を行うこととする。

3. 既往計画等

参考図面

- 祝祭広場予定地位置図等
- 祝祭広場予定地現況平面図（PDF、dxf）
- 大分市府内町一丁目 1 番地にある府内城・城下町の埋蔵文化財

既往計画

- 大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」(平成28年6月)
- 大分市都市計画マスタープラン(平成23年3月)
- 大分市都市計画マスタープラン大分地区別構想見直し版(平成28年7月)
- 大分市地域防災計画(平成29年3月)
- 大分市国土強靱化地域計画(平成28年12月)
- おおいた中心市街地まちづくりランドデザイン(平成29年3月)
- 大分市公共施設等総合管理計画(平成28年3月)
- 大分市文化・芸術振興計画(平成26年6月)
- 大分市環境基本計画(平成29年3月)
- 大分市商工業振興計画(平成28年12月)
- 大分市観光戦略プラン(平成29年3月)
- 大分市バリアフリー基本構想(平成26年3月)
- 大分都市圏総合都市交通計画(平成27年9月)
- 大分市地域公共交通網形成計画(平成29年4月)
- 第2期大分市中心市街地活性化基本計画(平成29年7月変更)
- 大分市地域情報化計画(平成29年3月)
- 大分市緑の基本計画(平成21年6月)
- 大分市景観計画(平成18年9月)
- 大分市街路樹景観整備計画(平成22年3月)
- 大分市公共サインガイドライン(平成26年3月)

関連資料

- 平成29年第1回臨時会 説明資料
「大分市中心市街地祝祭広場整備事業について」